



ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク登録状況概況（令和5年12月15日現在）

区分	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	ICTによる遠隔指導	計
部活動指導員	29	92	20	30	11	38	11	20	9	6	12	20	16	9	23	346
外部指導者	35	109	23	30	11	43	11	24	12	6	17	26	14	10	23	394
地域クラブ活動	35	88	21	20	9	43	10	22	9	6	16	22	14	8	25	348

※ 指導可能な種目・地域を複数選択できるため、のべ人数

※ 登録の実人数は、205名

北海道が抱える課題

- ・ **著しい少子高齢化の進展**や都市部への人口集中、JR等交通体系の脆弱化に伴う**地方の衰退**
- ・ 少子化に伴い学校部活動やスポーツ少年団の規模縮小が続く、**子どもたちの多様なニーズに応えることが難しい状況**
- ・ **子どもの体力が小中男女ともに全国平均を下回る**（一方で、運動・スポーツが好きとの回答割合が全国を上回る。）
- ・ 部活動の地域移行に単独で取り組むことが難しい小規模自治体が多く、**市町村間の連携や財源及び人材の確保が重要**

令和4年度の北海道の取組と成果

- ① 運動・スポーツ体験イベントを全8回6種目実施
- ② 指導者発掘・企業連携を模索するアンケート調査
- ③ 広域連携検討会議の開催
- ④ 成果報告会の開催



○子どもたちの運動・スポーツ体験機会の創出

○プロチームの協力により、スポーツの楽しみの広がり

○バルシューレ等幼児期から親しめる優れた運動プログラムの普及

○関係者間のネットワーキングの促進

○近隣中核都市を中心とした指導人材の発掘109名

○地域のスポーツ活動をテストマーケティングや広告宣伝等の場等に活用することの検討の下地



得られた課題と示唆

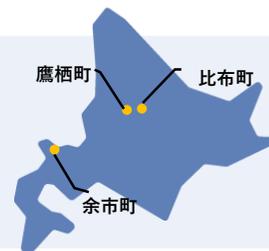
- 保護者が「学び・体験する」プログラムの必要性
- パラスポーツ・ゆるスポーツ等誰もが楽しめる種目の採用、運動習慣の無い子どもたちの参加促進の仕掛けが必要
- 現在活躍されている多くの指導者はボランティアであり、地域スポーツ活動の持続的な環境のためには、適正な対価を得られるサイクルの構築が必要
- 企業版ふるさと納税を自治体が積極的に活用・周知するなど企業リソースの活用が重要

令和5年度の北海道の取組

連携体制の構築



- ・ 実証自治体（鷹栖町<継続>・比布町<継続>・余市町<新規>）
- ・ 北海道・実証自治体の関係者、学校、地域のスポーツ団体、民間企業等、有識者（アドバイザー）を構成員とする連携体制を構築し、スポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組を推進
- ・ 本事業の推進に係る検討、スポーツ振興、部活動の地域移行に係る情報交換



ア. 既存スポーツ関係団体等のそれぞれの強みを活かしたスポーツ活動の展開



- ・ 多様な種目を体験出来るスポーツ体験イベントやキャンプを開催
- ・ 保護者向けの運動プログラムの提供、啓発資料の配布
- ・ 民間企業等と連携し、テストマーケティングの場としての活用等の実証

イ. 既存公共施設等を活用した地域に根ざしたスポーツ環境の創出



- ・ ICTを用いたリモート指導の実証
- ・ 企業版ふるさと納税による収入を地域スポーツ活動に活用するための検討
- ・ 成果を全道へ普及するため成果報告会（フォーラム）の開催

ウ. 多様な住民ニーズに対応できる多様な指導者の発掘・創出



- ・ 道の人材バンクの積極周知、R4年度アンケート回答者への呼びかけ等の展開
- ・ 指導未経験者等を対象とした指導者養成講習会の開催
- ・ バルシューレ等の普及に向けた指導者講習会の開催

エ. スポーツを通じた地域における共生社会の実現に向けた取組



- ・ パラスポーツやゆるスポーツ等誰もが楽しめるスポーツの体験イベントの開催

※青字はR5新たに取り組む内容

子どもたちの多様なニーズに対応する豊かなスポーツ環境の整備
スポーツ活動を核とした人々の繋がりによる地域の活性化

背景

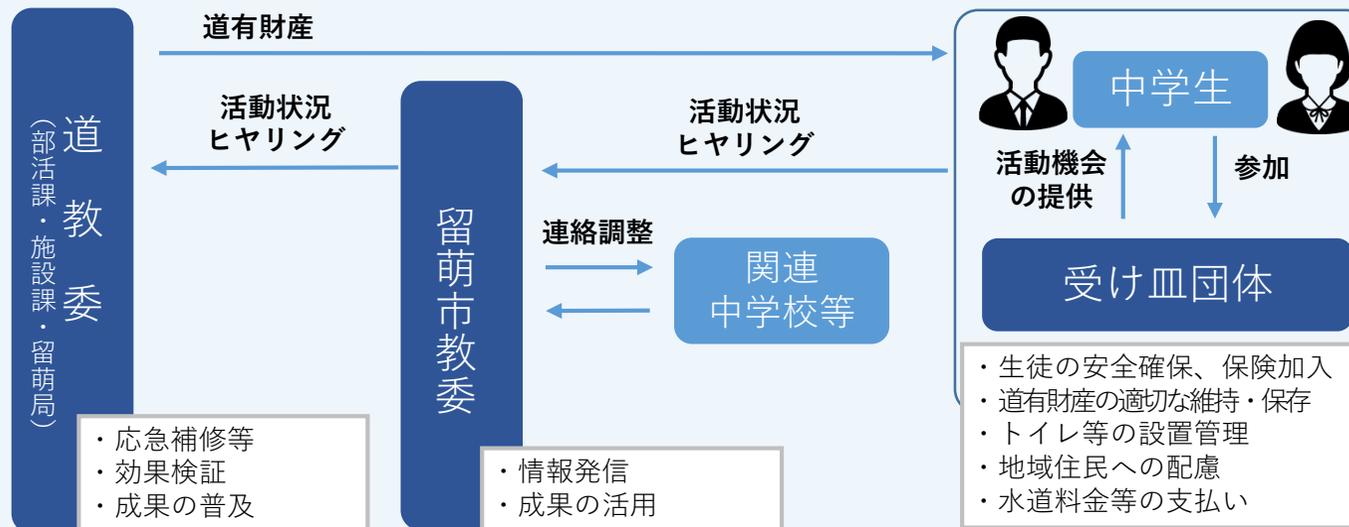
- 部活動の地域移行に伴う地域クラブの活動場所については、**公共・民間のスポーツ・文化施設や社会教育施設のほか、各種学校施設や廃校施設が想定**されており、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」では、「**使用可能な道立施設については積極的に活用を促す。**」としている。
- 他方、道内では、他県と比べ廃校となる学校数が多く、**廃校舎等の跡活用や施設の維持管理が課題**となっている。

趣旨

- 地域クラブの活動場所として廃校舎等を活用することで、「**活動場所の確保**」と「**廃校舎等の跡活用**」という課題解決が期待できるが事例が不足
- 活用に供するための施設の整備や運営方法等の**モデルを創出し、全道へ普及していくことが有効**
- **旧道立学校の廃校舎等を試行的に地域クラブの活動場所として活用し、課題と成果を検証・整理し、一つのモデルとして普及する。**

事業概要<案>

- (1) **活用する廃校舎等** 旧留萌高校（留萌市東雲町1丁目84 約52,660㎡）グラウンドのみ ※校舎の使用は消防法等関係上困難
- (2) **種 目** 野球（地域に受け皿となり得る団体があり、本実証研究の条件に合致）
- (3) **スキーム**



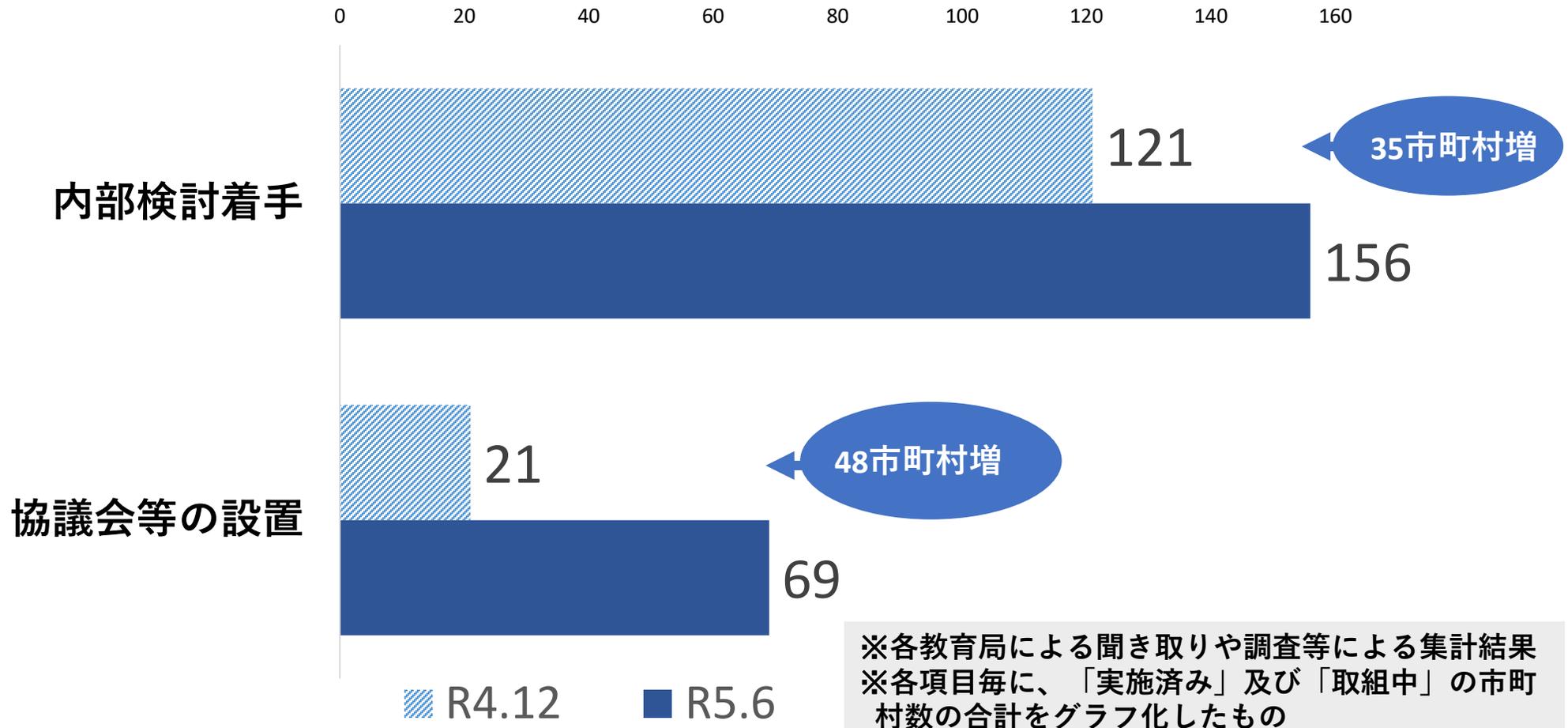
旧留萌高校（留萌市東雲町1丁目84）
※比較的市街地にあり、地域クラブ活動での活用が見込める。



- (4) **事業実施の方法** 道教委・留萌市教委・受け皿団体の三者において、道有財産の使用に係る条件の整理のほか、それぞれの役割分担、個人情報取扱い等について確認する連携協定を締結し、本協定に基づき協力して本事業を実施する。
- (5) **庁内体制** 部活動改革推進課、施設課、留萌教育局（教育支援課、道立学校運営支援室）が連携して事業を推進
- (6) **実施期間** 連携協定書締結の日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

市町村の取組状況

部活動の地域移行に係る市町村の取組状況の推移（市町村数）

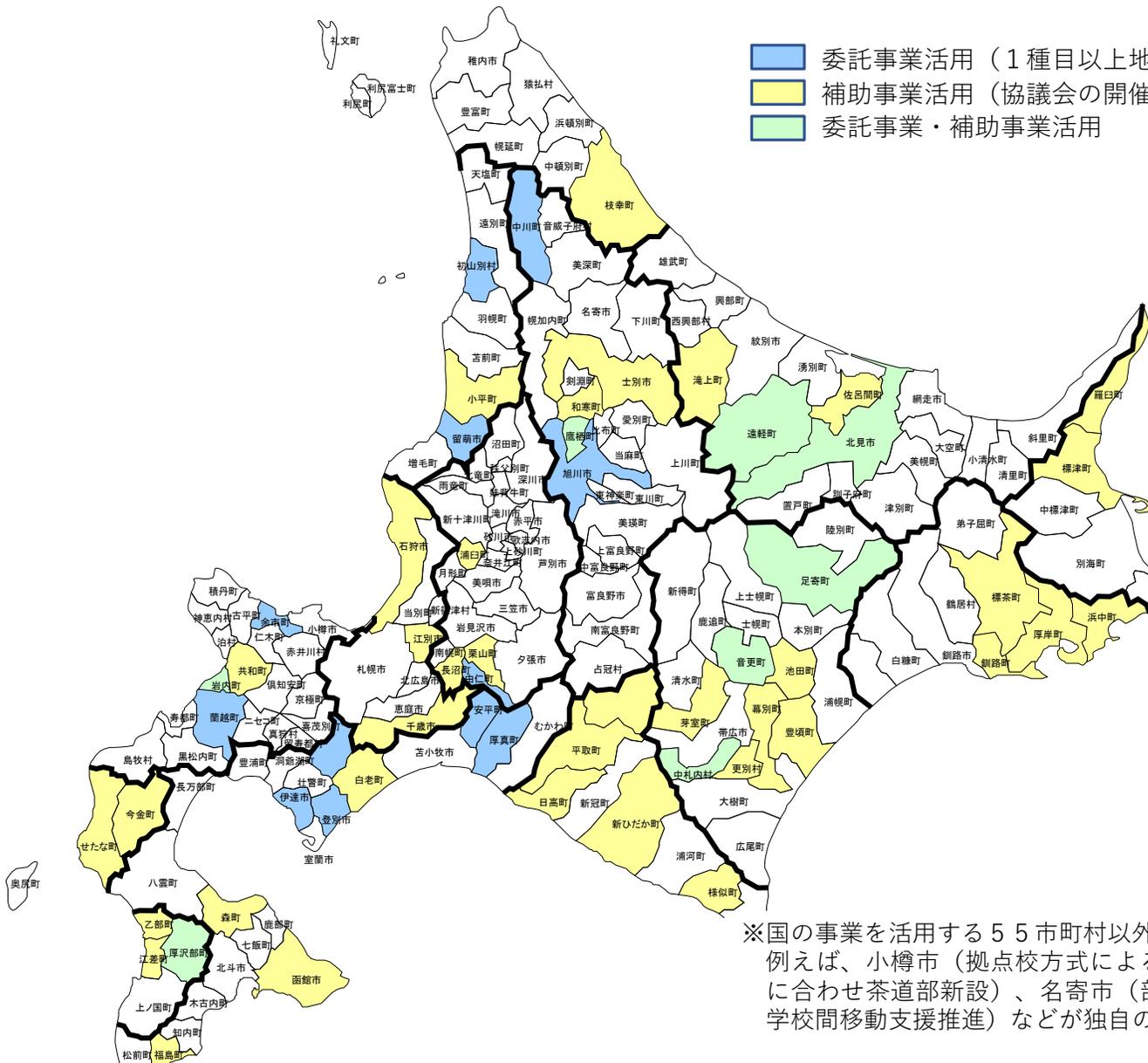


令和4年12月から令和5年6月の6ヶ月間で、市町村の取組が着実に前進



令和5年度地域クラブ活動体制整備に係る国の事業を活用する自治体の一覧

令和5年6月1日時点



- 委託事業活用（1種目以上地域クラブ活動の実証）
- 補助事業活用（協議会の開催や実態調査、説明会等）
- 委託事業・補助事業活用

管内	市町村	委託	補助	管内	市町村	委託	補助	
空知	由仁町	●		上川	旭川市	●		
	長沼町		●		士別市			●
	栗山町		●		和寒町			●
	浦白町		●		鷹栖町	●		●
石狩	江別市		●	留萌	中川町	●		
	千歳市		●		留萌市	●		
後志	石狩市		●	留萌	初山別村	●		
	余市町	●			小平町			●
	岩内町	●	●		宗谷	枝幸町		
共和町	●	●	北見市	●			●	
胆振	蘭越町	●		オホ	佐呂間町			●
	白老町	●	●		遠軽町	●		●
	安平町	●	●		滝上町			●
日高	厚真町			十勝	音更町	●		●
	登別市	●			芽室町			●
	伊達市	●			中札内村	●		●
	日高町		●		更別村			●
渡島	平取町		●	釧路	幕別町			●
	様似町		●		池田町			●
	新ひだか町		●		豊頃町			●
檜山	函館市		●	根室	足寄町	●		●
	福島町		●		釧路町			●
	森町		●		厚岸町			●
	江差町		●		浜中町			●
根室	厚沢部町	●	●		標茶町			●
	乙部町		●		標津町			●
	せたな町		●		羅臼町			●
	今金町		●					●
					55	19	44	

※国の事業を活用する55市町村以外にも、
 例えば、小樽市（拠点校方式による合同部活動、移動支援、ニーズに合わせ茶道部新設）、名寄市（部活動指導員配置、合同部活動の学校間移動支援推進）などが独自の取組を進めている

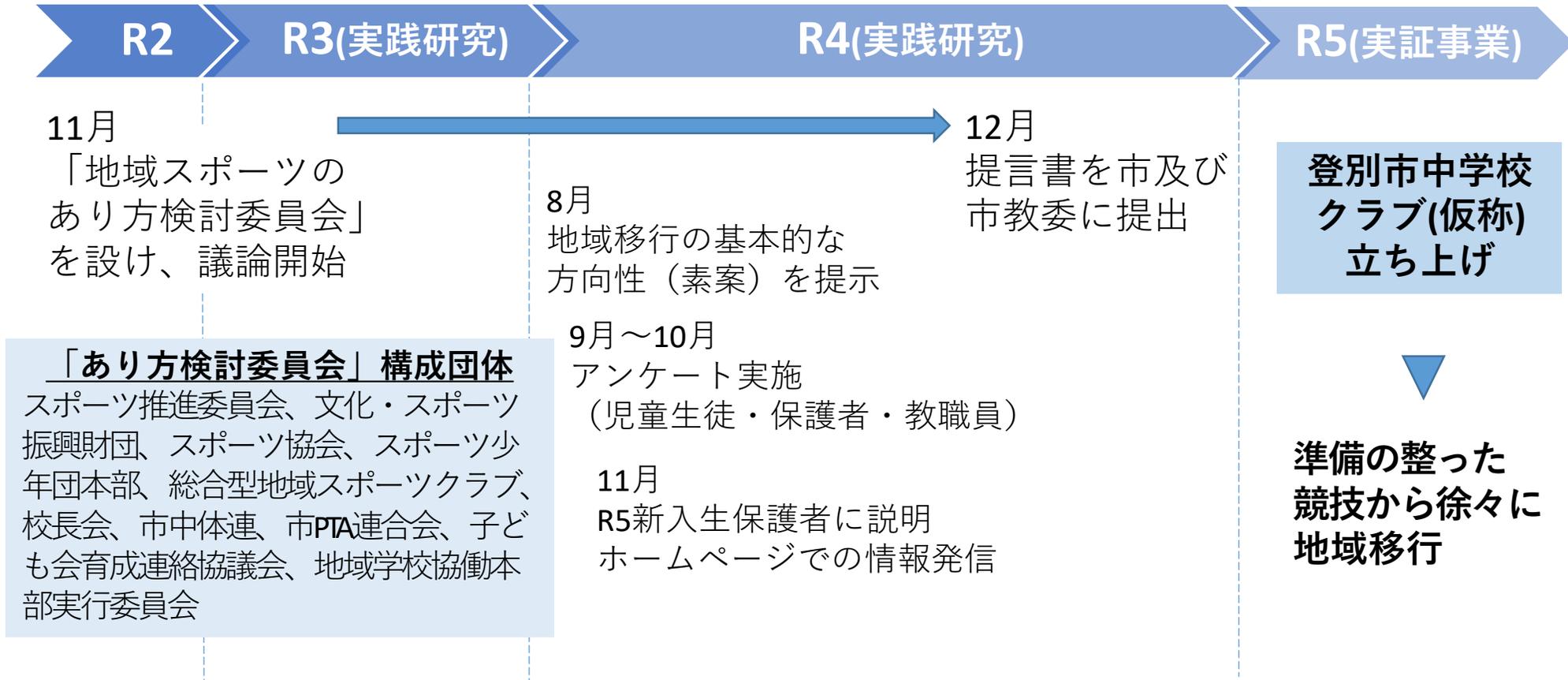
【委託事業】地域クラブ活動体制整備事業（部活動の地域移行に向けた実証事業） 市町村の計画

管内	市町村名	実証を行う種目等		主な指導者	実証開始時期 (予定)
		スポーツ	文化		
空知	由仁町	種目を限定せず身体づくり	－	未定	未定
後志	蘭越町	－	吹奏楽	大学の指導者、学生	未定
	岩内町	陸上・バスケットボール	－	スポーツ少年団指導者	12月
	余市町	野球、バスケットボール、サッカー	－	総合型地域SCの指導者	7月
胆振	登別市	野球、バレーボール、サッカー	－	スポーツ・文化団体の会員、指導を希望する小・中学校の教職員など	9月
	伊達市	陸上、バドミントン、野球など11種目	－	新たに立ち上げた地域のクラブ指導者（兼職兼業の教職員を含む）	4月 【開始済み】
	厚真町	陸上、バドミントン、野球、卓球、スピードスケート	－	スポーツ少年団指導者	7月
	安平町	陸上、野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、剣道	－	総合型地域SCの指導者、兼職兼業の教職員	7月
檜山	厚沢部町	4種目の参加者に対して体幹・筋力トレーニング	－	スポーツトレーナー	8月
上川	旭川市	スポーツ教室・体験会等開催（3種目を想定）	－	総合型地域SCや各競技団体の指導者	9月
	鷹栖町	バドミントン、ソフトテニス、バスケットボール	－	総合型地域SCの指導者	9月
	中川町	陸上、バドミントン	－	総合型地域SCの指導者、兼職兼業の教職員	4月
留萌	留萌市	陸上、バレーボール、卓球	－	未定	7月
	初山別村	基礎運動など社会体育事業	－	地域の指導者等	5月
オホーツク	北見市	バドミントン・サッカー・ソフトボール	－	未定	未定
	遠軽町	バレーボール	吹奏楽	地域のスポーツ団体員等	未定
十勝	音更町	ハンドボール	－	社会人競技経験者	未定
	中札内村	5種目の参加者に対して体幹トレーニング	－	未定	6月
	足寄町	卓球、スピードスケート、水泳	－	スポーツ団体所属会員	未定

登別市における当初の課題

- ・ スポーツ関係団体の将来の担い手不足
- ・ ニーズの多様化、高度化
- ・ リソース（人材、会場等）の集約方法
- ・ 指導者、チーム、会場、運営団体等のマッチング
- ・ 持続可能な部活動のあり方

検討と取組の経緯



登別市における新たな地域クラブ活動への移行に向けた方向性（令和5年10月時点）

○令和5年度に新たな地域クラブ「登別市中学校クラブ（仮称）」立ち上げる

- ・市内の中学校と連携・協力のうえ、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ場を提供する地域主体のクラブを立ち上げる。
- ・一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が設立・運営
- ・登別市が運営等を支援

○サッカーや野球、バレーボール、吹奏楽などのチームに分かれて活動する

- ・指導者：地域から募った関係団体の会員や地域の方、小中学校の教職員など
- ・会場：中学校の体育館やグラウンドなどを活用

○参加を希望する会員が運営経費の一部（会費・活動費）を負担

- ・会費と保険料（スポーツ安全保険）は会員一律、活動費は競技・活動ごとの金額

○令和5年度以降、準備が整った競技等から、徐々に地域に移行する

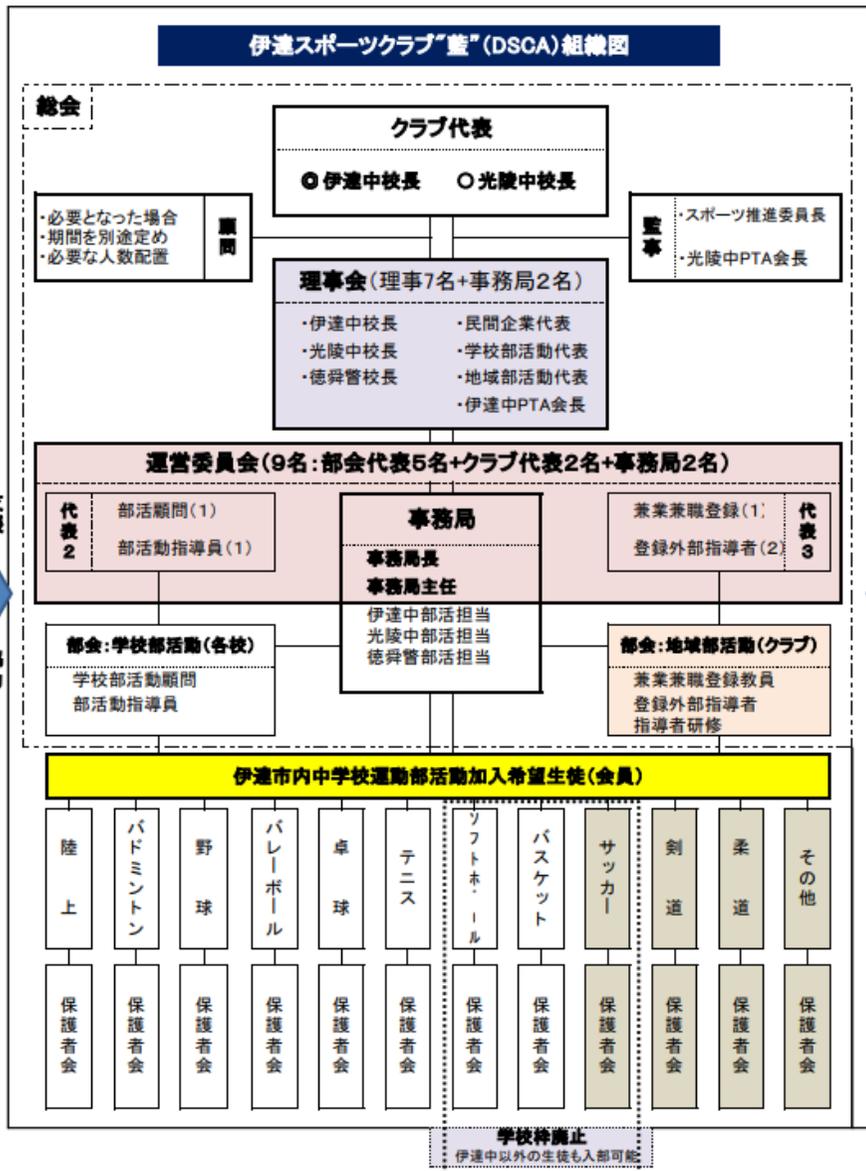
- ・まずは、休日の部活動から、地域クラブ活動への移行を推進（令和7年度末までにすべての休日の部活動の移行を目指す）
- ・平日の部活動についても、準備が整った競技等から徐々に移行
- ・チーム編成が困難になりつつある団体競技から先行的に移行を進める

○ガイドラインに準じて活動する

- ・活動時間は平日2時間、休日3時間まで。平日に1日以上、週に2日以上の休養日

部活動の地域移行 伊達市の取組

伊達スポーツクラブ“藍”規約－抜粋－



(目的)

第2条 本クラブは、中学校の部活動の「地域移行」を円滑に進め、令和5年度より3年間は休日を中心に、4年目以降は平日の「地域部活動」運営を当面の目的とし、将来的には社会情勢に合わせながら組織の改編を進め、青少年の健全育成と市民の生涯スポーツの推進を図ることを目的とする。

(会費)

第8条 会費とは次のものをいう。(令和5年度、会費は徴収しない)

- (1) 年会費 (2) その他

(役員を選任)

第14条 代表は、理事会で状況を考慮しながらこれを推挙する。組織設立の目的から、学校関係者の理事から選出し、令和5年度から3年間は、伊達中学校校長。令和8年度以降は、伊達中PTA会長または、伊達中コミュニティースクール会長から選出することとし、総会で承認を受ける。

(指導者)

第15条 本クラブには、登録した指導者を置くことができる。

5 指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、本クラブの主催および指定する研修会には、参加しなければならない。

6 指導者が万が一、本クラブの趣旨に違反する行為があった場合は、理事会の決議をもって除名することができる。

7 本クラブに登録した指導者の保険については、本クラブが負担する。

8 本クラブに所属する指導者の区分けは次とおりである

- 兼業兼職登録指導員 (市内中学校教員)
- 部活動指導員 (教育委員会、学校を通じ道教委と契約)
- 外部指導者・外部コーチ (学校および本クラブと契約)
- アシスタント (指導者と一緒に活動する中高生)

9 報償費について、令和5年度においては、時給1,600円とし、平日は最大2時間、休日においては最大3時間分を支払うこととする。(報償費のみの支払いとする)

(保険の加入)

第29条 会員は事務局を通じ、スポーツ保険に加入しなければならない